

緊急事態宣言が再度出されました。コロナがどこまで広がってくるのか不安な状況です。



昨年の厚生労働省の報告の中で、ファミリーホームにもレスパイトが認められました。レスパイトについては、必要と考えているFHの多くは「制度がない」とされていましたが、さて制度化が認められても「でもなかなかとることができない」というジレンマを持っていることと思います。それはFHが年齢層の異なる子どもたちがいること、幼稚園や学校など通学範囲が異なり、それぞればらばらに子どもたちを預けられないということなど多くの障壁があり、結局、レスパイトは家族や親類などに頼り、FHに来てもらうことになっていると思います。

また、FHの運営をしていて、必要なことは多くありますが、實際上フォスタリング機関がまだ全国的にネットされていない現状で、いち早くフォスタリングを実際に運営している児童養護施設を再度紹介します。レター17号でも紹介しましたが、レスパイトだけではない側面にも、注目してください。

佐賀県の例をもう一度紹介いたします。佐賀県では養護施設（聖華園）の職員がFHに派遣されてフォスタリングやレスパイトに当たっています。以下参照。

支援内容は

- ①必要に応じ、補助員として聖華園職員を派遣する。（業務委託契約を締結、FHの養育者に対する職員派遣型レスパイトとしても実施）
- ②事業主が一時的に養育不能になった場合（病気、事故及び旅行等）は、支援施設（聖華園）の職員が速やかに対応する。（業務委託契約を締結）
- ③FH児童が佐賀市内等の高校に進学する場合は、児童の状況、希望に応じ、措置変更の受け入れについて、児童相談所に積極的に協議・調整を提案する。
- ④里親支援専門相談員について省略
- ⑤処遇困難児への対応
- ⑥求めに応じて、FSW（ファミリーソーシャルワーカー）による家庭支援、看護師による健康管理、心理担当職員による心理面でのアドバイスを行う。
- ⑦求めに応じて、措置費請求などの事務処理に関し、助言を行う。

①の実際はすでに佐賀県のFHが利用しています。

また特にこの支援内容で注目することは

③県内周辺部から市内の高校に通うということになった場合（通学困難を想定）への対応。



⑤処遇困難児への対応です。困難児は一概に具体的には語れませんが、多くのFHに措置されています。児相だけでなく対応が取れば子どもたちや養育者にも救いになってくると思います。

⑥多くの都道府県では実施されていないことで、これからフォスタリング機関にも取り上げられることと思いますが、すでに行われています。特に心理担当職員のアドバイスは多忙な児相心理士の予約待ちという実態を見ていて、大きな力になってくることでしょう。

⑦こんな細部にわたっても支援内容が記載されています。

フォスタリング機関がこれから全国化してくると思います。その際は佐賀県の例などを参考にしながら、意見を具申できると思います。